

学校旅行総合保険 普通保険約款 別表3の改定について

2023年12月1日以降に保険期間を開始する学校旅行総合保険のご契約において、普通保険約款の別表3につき、下表のとおり「新型コロナウイルス感染症」の記載を削除する改定を実施いたします。

改定前	改定後
<p>別表3 感染症</p> <p>第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)③、同章第3節海外疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②および第3章学校条項第3節弔慰費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②ウに定める感染症とは、次に掲げるものをいいます。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 ⑤ <u>同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑥ <u>同条第8項に規定する指定感染症（注2）</u> <u>（注1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）であるものに限り、</u> <u>（注2）同法第7章の2第44条の9（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、</u></p>	<p>別表3 感染症</p> <p>第2章旅行参加者条項第2節海外疾病死亡危険補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)③、同章第3節海外疾病治療費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②および第3章学校条項第3節弔慰費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）(1)②ウに定める感染症とは、次に掲げるものをいいます。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）に規定する次のいずれかの感染症</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 四類感染症 ⑤ <u>同条第8項に規定する指定感染症（注）</u></p> <p><u>（注）同法第7章の2第44条の9（指定感染症に対するこの法律の準用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、</u></p>

以上